

弁護士を依頼したいけど、経済的な余裕がないという場合、弁護士費用の援助を受ける制度があります。

詳しくは、相談された弁護士や金沢弁護士会におたずね下さい。

◇弁護士に頼むには どうしたらいいですか。

知り合いの弁護士がいる場合

→ まずは、その方に相談してみてください。

弁護士を知らない場合

→ 金沢弁護士会にご相談下さい。

金沢弁護士会

〒920-0912

金沢市大手町15番15号 3階

tel: (076)221-0242

◇弁護士に頼むとどれくらい 費用がかかりますか。

弁護士に付添人を依頼する場合、次の費用がかかりますと考えてください。

□着手金…弁護士の活動のための費用で、通常、依頼に際して支払うもの。

□報酬金…付添人活動の結果、一定の成果が上がったときに支払う費用で、通常、事件処理の終了後に、支払うものです。

□実費…交通費、記録謄写のための費用などが必要となる場合もあります。

弁護士の費用については、各弁護士事務所それぞれ基準が定められておりますが、日本弁護士連合会によるアンケートによれば、着手金と報酬金については、それぞれ20万円から30万円という場合が多いようです。

個々の事件の内容により弁護士の費用も異なりますので、具体的な金額については、弁護士とよく相談してください。

～そのほかにもこのような制度があります。～

◇当番弁護士制度

身柄を拘束された少年に対して、弁護士が無料で接見（面会）に行き、法的なアドバイスを行うという制度です（但し、原則1回に限ります）。

その後も引き続いて依頼したい場合には、担当の当番弁護士にご相談下さい。

受付は、金沢弁護士会です。

☎ (076)222-7570

(当番弁護士専用)

(土日・祝日は、留守番電話で対応しています。)

◇子どものなやみごと相談

子どもの悩みごとに関する相談の窓口です。

毎週木曜日午後12時30分から4時30分の間、電話又は面接により弁護士がご相談に応じます。

無料です。

☎ (076)221-0831

(子どものなやみごと相談専用)

付添人 子どもにも弁護士を

子どもが、非行を犯して
少年審判を受けることになったとき、
弁護士は付添人として
活動することができます。

少年法で「少年」（女性でも、「少年」と呼びます）とは、20歳に満たない人を言います。

付添人は、保護者の方が反対しても、子どもの意思で頼むことができます。

金沢弁護士会



付添人とは…

～弁護士はどのような役割を果たすか

少年審判は、刑罰ではなく、子どもの将来を考えた保護処分を決定することを目的としています。その中で、付添人は次のような活動を行います。

1. 非行を犯していない無実の子どもの権利を守ること。

- ① 子どもの無実を訴え、疑いを晴らします。
- ② 違法・不当な捜査が行われないよう捜査手続を監視します。
- ③ 不当な逮捕・勾留から、早期に釈放されるよう活動します。

2. 非行を犯した子どもの、立ち直りの手助けをすること。

- ① 子どもや保護者との面会を通じて、家庭・生活環境の問題点、非行原因などを一緒に考え、アドバイスします。
- ② 被害者側との示談交渉に当たります。
- ③ 学校や職場への申入れなどをします。

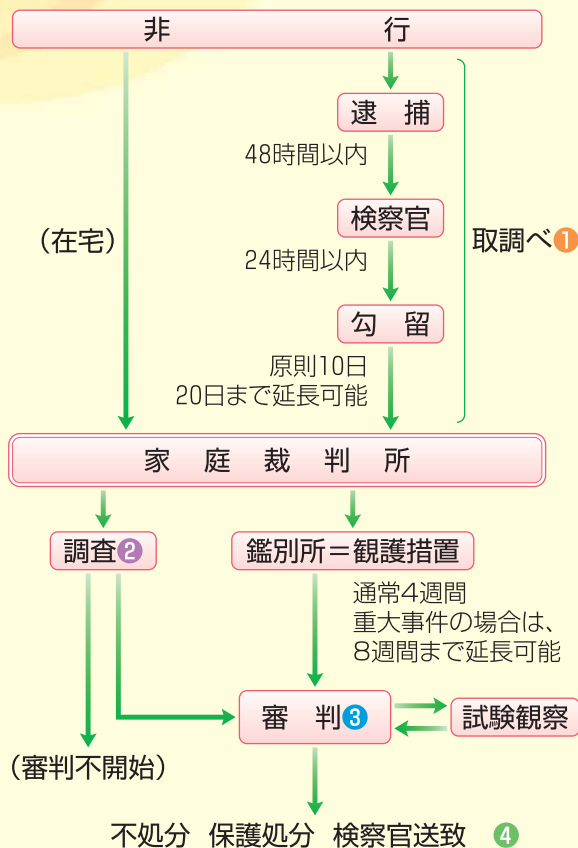
3. 保護処分について意見を述べること。

- ① 家庭裁判所の調査官と連絡を取り合い、望ましい保護処分、処遇等について、意見交換します。
- ② 審判に立ち会って、付添人としての意見を審判官に述べます。

4. 保護処分に不服がある場合、不服申立の手続をします。

5. その他子どもや保護者の疑問にお答えします。

少年事件の手続の流れ



① 取調べが行われる

警察官、検察官等により取調べが行われます。

取調べの間は、言いたくないことを答える必要はありませんし、ずっと黙っていてもよいです（これを黙秘権といいます）。

取調べ中、「調書（供述調書）」が作られます。これに、署名捺印するときには、内容をよく確認し、異なることがあれば、必ず訂正を求めて下さい。訂正してくれないときには、調書に署名捺印する必要はありません。

② 調査が行われる

家庭裁判所に送致された後、家庭裁判所の調査官による調査が行われます。これは、少年の資質（能力や性格など）や家庭環境について調査し、処分を決めるためのものです。

事件の内容等により、少年が鑑別所に収容されることがあります。

鑑別所では、鑑別所の技官や、家庭裁判所の調査官が調査を行います。

③ 審判について

家庭裁判所の裁判官（審判官といいます）は、少年や保護者の話や意見を聞きながら、事件の内容や保護の必要性に応じて、少年の処分を審判で決定します。

処分（審判）に対しては、不服の申立ができます。

④ 処分の種類

不処分	“無実”の場合と“今回は処分は特にしない”という場合があります。
保護処分	保護観察、少年院送致、児童自立支援施設・児童養護施設送致があります。
検察官送致（逆送）	成人と同じ手続へ移行するものです。
試験観察	しばらくの間様子を見た後で、もう一度審判を開き、最終的な処分を決定するものです。

